

会計年度任用職員の勤務条件等に関する要綱

令和2年3月6日告示第2号

改正 令和5年1月11日告示第1号 令和6年3月25日告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項の規定に基づき任用される職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務条件及び身分取扱に関し必要な事項を定め、会計年度任用職員の人事管理の適正な運営を図ることを目的とする。

- 2 会計年度任用職員の取扱いについては、法令その他の別の定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(遵守義務)

第2条 組合及び会計年度任用職員は、この要綱を誠実に遵守しなければならない。

- 2 会計年度任用職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 会計年度任用職員は、その職の信用を傷つけ、又は本組合の不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 会計年度任用職員は、前各項に掲げるもののほか、法第3章第6節の規定を遵守しなければならない。ただし、法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される職員については、法第38条の規定を除く。

(任用手続等)

第3条 任命権者は、会計年度任用職員の公募を行うときは、あらかじめ事務局長及び事務局総務課長と協議しなければならない。

- 2 任命権者は、会計年度任用職員を任用するときは、次の各号に掲げる書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。ただし、再度の任用を行う場合は、第2号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 健康診断書
- (2) 履歴書
- (3) 通勤届
- (4) 資格等を要する職における当該資格を有することを証明する書類
- (5) その他管理者が定める書類

- 3 任命権者は、会計年度任用職員を任用したときは、その者に対して速やかに任用通知書（様式第1号）を交付するものとする。

(退職)

第4条 会計年度任用職員の退職は、任期の満了する日とする。

2 会計年度任用職員は、任期の満了前に退職を希望する場合にあっては、少なくとも30日前までに所属長を経て任命権者に退職願を提出しなければならない。

(分限)

第5条 会計年度任用職員の分限は、法及び島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号）に定めるところによる。

(懲戒)

第6条 会計年度任用職員の懲戒は、法及び島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第7号）に定めるところによる。

(安全衛生)

第7条 任命権者は、会計年度任用職員の安全及び衛生に関しては、安全衛生に関する法令等により災害防止に努めなければならない。この場合において、会計年度任用職員も災害防止のため、必要な事項を守らなければならない。

(危険有害業務の就業禁止)

第8条 会計年度任用職員は、許可なく法令等で定められた危険又は衛生上有害な業務についてはならない。

(健康診断)

第9条 任命権者は、会計年度任用職員に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断を実施するものとする。ただし、任期が6箇月未満の会計年度任用職員を除く。

(労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に対して労働安全衛生法第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施するものとする。ただし、任期が6箇月未満の会計年度任用職員を除く。

(社会保険等)

第11条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第12条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定

めるところによる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項は、任命権者が管理者と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行前の準備等)

2 この要綱による改正後の会計年度任用職員の勤務条件等に関する要綱に基づき任用する会計年度任用職員の選考その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

(非常勤職員の勤務条件等に関する要綱の廃止)

3 非常勤職員の勤務条件等に関する要綱（平成16年島原地域広域市町村圏組合告示第3号）は、廃止する。

附 則（令和5年1月11日告示第1号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第6号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条第3項関係）

任用通知書

氏名	
任用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
所属	
勤務の場所	
職名・職種	
勤務内容	
任用根拠	
勤務時間	
休憩時間	
時間外勤務の有無	
週休日	
休日	
休暇	
給 与 (報酬等)	1 基本給料(報酬等) : 円 2 給与(報酬等)締切日 : 3 給与(報酬等)支払日 : : 4 期末勤勉手当 : 5 昇給 : 6 退職手当 : 7 通勤費 :
社会保険の適用等	
公募によらない再 度の任用	
公募によらない再 度の任用について	同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、面接及び当該職における前年度の勤務実績が良好である者は公募によらない再度の任用を行う場合があります。
服務に関する規定	任用期間中は、下記の服務に関する規定が適用されますので、内容を確認の上、各規定を遵守してください。 【すべての会計年度任用職員に適用されるもの】 ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条） ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）

	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の勤務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条） ・秘密を守る義務（地方公務員法第34条） ・職務専念する義務（地方公務員法第35条） ・政治的行為の制限（地方公務員法第36条） ・争議行為等の禁止（地方公務員法第37条） <p>【常勤職員と同様の勤務時間である会計年度任用職員に適用されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 任用期間が満了した時は、別に通知することなく退職することとなります。 2 任用期間の途中において退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに退職願を提出してください。 3 任用期間中は、本組合の条例等に基づく懲戒・分限処分の対象となります。 4 以上のほか、次の条例等に定めるところによります。 <ul style="list-style-type: none"> ○島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例 ○島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する規則 ○島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則 ○会計年度任用職員の勤務条件等に関する要綱

上記のとおり、あなたを会計年度任用職員として任用いたします。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者